
AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

※本稿は、三菱UFJ銀行会員情報サイト「MUFG BizBuddy」からの転載です。

2024年2月8日

日本の対ロシア経済制裁と日系ロシアビジネスを振り返る

弁護士 [小林 英治](#) / 弁護士 [松嶋 希会](#)

概要

2022年2月末以降の対ロシア経済制裁は、日本にとっては前例のない、積極的かつ広範な制裁措置であるが、現在、国家間の対立が多発し、対ロシア経済制裁が特例ではなくなる可能性がある。経済制裁は、制裁を科す国の企業にも大きな影響を与える。本稿では、今後の参考として、日本による対ロシア経済制裁の発動において日本企業が直面した状況を振り返る。

はじめに

2022年2月末以降の日本の対ロシア経済制裁は、日本にとっては前例のない、積極的かつ広範な制裁措置であるが、現在、国家間の対立が多発し、対ロシア経済制裁が特例ではなくなる可能性がある。経済制裁は、制裁対象国の経済の成長を阻止し国力を低下させることを狙うものだが、当然、同国の経済に依拠して事業を行っている、制裁を科す国の企業にも大きな影響を与える。本稿では、今後の参考として、2022年2月末以降、日本による対ロシア経済制裁の発動において日本企業が直面した状況を振り返るものである。日本の対ロシア経済制裁やロシアの対抗措置(カウンター制裁)の詳細な説明は、本稿では割愛する

1. G7での制裁の協調

(1) 2022年2月末までの対ロシア経済制裁

日本の対ロシア制裁は、米国や欧州連合(EU)等との国際協調を根拠に発動されている。ただし、対ロシア制裁について、日本がずっと主要7カ国(G7)と制裁を協調してきたわけではない。日本は、2014年のロシアによるクリミア半島併合を機に、国際協調を根拠として、最初の対ロシア制裁を発動したが、その際には、日露経済関係の強化方針を維持し、制裁による日露ビジネスへの影響は抑えられていた。

2014年以降、日露経済関係が実際に強化されたかは確かではないが、少なくとも日本政府としてはロシアに対して経済協力の姿勢を示していた。経済制裁を発動しつつも、ロシアに対し経済協力の項目を提示したり、日露企業が参加しての日露首脳会談を日本で開催したりしていたのである。したがって、日本は、2022年2月末に、ロシアとの経済関係を経済協力から経済制裁に反転させたと言える。米国やEUも、2014年以降もロシアとの経済関係を維持していたが、対ロシア制裁を強化し続けていたのであり、この点、日本とは異なった。

(2)2022年2月末以降の対ロシア経済制裁

2022年2月末、ロシアによるウクライナ軍事侵攻を受けて、米国やEUは、対ロシア経済制裁についてこれまで踏み続けていたアクセルをさらに踏み込んだ。つまり、G7での合意を具体的な制裁措置として素早く発動する体制にあったと言える。時系列としては、まず、G7で対ロシア経済制裁を協議し、制裁の方向性などを合意する。日本においては、首相の記者会見で、また、首相官邸から合意内容が発表された。多くの場合、米国が、G7合意後すぐに具体的な措置を導入し、EUがその数日後に続いた。日本は、さらに時間を経て、閣議で決定し具体的な制裁内容を示す告示などを公布した。

G7で新規制裁が合意されると、日本企業は、先に米国やEUの制裁内容を知ることになる。米国の一次制裁の適用範囲が広いことや、二次制裁があるため、日本企業であっても米国制裁の検討が必要であるという事情もあった。また、ヨーロッパを通じてロシアビジネスを展開している日本企業では、EU、英国やその他のヨーロッパの国の制裁内容も検討しなければならないという事情もあった。ただ、先に米国やEUの制裁を検討し、それらに協調する日本の制裁を予測分析し、対応に動いたり、安堵したりすることもあっただろう。しかし、実際に日本の制裁が発動されると、米国やEUの制裁と内容が異なり、予想していなかった措置に対し短期間で対応を迫られるということもあっただろうと思われる。

(3)制裁の協調と各国の経済制裁

G7で制裁方針、制裁対象者、制裁対象品目などを合意するが、各国の措置で、措置内容、対象者や品目が完全に一致するわけではなかった。さらに、国によって制裁の法制度が異なるので、たとえ対象者や品目が同一でも結果的に措置の内容が異なり、ビジネスへの影響も異なった。

米国やEUの対ロシア経済制裁は、2014年からの継続的な制裁発動の経験が反映され、また、反映できる法制度であったからとも考えられるが、制裁発動時に、具体的で詳細な猶予期間や一般例外なども設定され、随時解釈が示され、必要であれば改定されていった。一方、日本の対ロシア経済制裁は、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく点に制約があったと思われるが、米国やEUの制裁内容から予想できる内容でない場合があり、混乱を招いたと感じられた。以下、資産凍結等措置、輸出等禁止措置及び新規投資禁止措置の例を取り上げる。

2. 資産凍結等措置に関する状況

(1)措置の内容

各国の対ロシア制裁では、多くの個人や企業・組織が「資産凍結(Asset Freezing)」の対象に指定された。しかし、日本の経済制裁の主要法である外為法に、「資産凍結」という措置が定義され用意されているわけではない。資産凍結は、対象者の資産を差し押さえたり、対象者との取引を禁止するものとも思われるが、日本の対ロシア資産凍結等措置は、そのような措置ではない。

対ロシア資産凍結等措置としては、例えば、支払規制として、日本企業は対象者に支払をすることが禁止される(外為法第16条第1項、外国為替令(外為令)第6条第1項、平成10年大蔵省告示第97号、平成21年告示経済産業省告示第229号)。外為法上は、対象者から支払を受けることも禁止できるが、対ロシア制裁では、基本的に、支払受領は禁止されなかった。また、例えば、資本取引規制として、日本企業は対象者に金銭を貸し付けたり、貸付の返済を受けたりすることが禁止される(外為法第21条第1項、外為令第11条第1項、平成10年大蔵省告示第99号)。ちなみに、制度としては、支払や資本取引が許可制となり、基本的に許可が出されないことをもって禁止措置とするものである。

(2)対象者との取引の停止・終了

日本の対ロシア資産凍結等措置は、商取引全般を禁止するわけではない。つまり、理論的には、禁輸製品や禁輸対象者でなければ、資産凍結等措置対象者に物品を売却して代金を受け取ることは禁じられていないことになる。しかし、ロシアの取引相手が資産凍結等措置の対象となった場合、事態を総合判断して、当該取引を停止したい、終了したいと考えることもあるだろう。もしくは、他の取引で、制裁対象者とは取引をしていないと表明したり、取引をしないと保証していたならば、ロシアの取引相手との取引を終了することを考えるだろう。取引相手が、とある制裁措置の対象となったが、当該取引は制裁規制により禁止されるわけではない、事実上も取引継続は可能である、そういった場合に、取引相手が、とある制裁措置の対象となった事実をもって取引を停止・終了することが、法律上可能なのだろうか、または、契約上可能となるようにドラフトされているのだろうか。企業では、取引継続の是非と可否が問題となった。

もっとも、法律上または契約上、取引の停止・終了が可能であっても、ロシアの対抗措置(カウンター制裁)とロシアの近時の裁判事例からすると、認められないリスクがある。契約でロシア裁判以外の紛争解決方法が合意されており、ロシア裁判で争われることはないと思われがちだが、ロシアのカウンター制裁がロシア裁判を可能としており、契約条項は無視され、特にロシアに資産がある外国企業に対してはロシアにおいて裁判が起こされている。詳細については、「制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段」(2022年7月7日付掲載)及び「制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段(アップデート)」(2023年8月21日付掲載)を参照されたい。

3. 輸出等禁止措置に関する状況

(1)施行までの時間

日本企業にとって影響の大きかった経済制裁に、物品や技術の輸出の禁止措置があった(外為法第48条第3項、輸出貿易管理令(輸出令)第2条、令和4年経済産業省令第15号、外為法第25条第6項、外為令第18条第3項、平成22年経済産業省告示第93号)。特定の物品・技術の輸出や、特定の者への輸出を禁止する措置は、政令や告示が公布された日から7日が経過した日に施行され、すでに輸出を約束していた場合、納入先と協議したり、対応を整えたりする時間はなく、ソフトランディングは難しかったと思われる。輸入禁止措置は、施行が公布日か公布から数日後とさらに短い期間が設定されたが、施行日から3カ月は、施行前の契約に基づく輸入は認められていた(外為法第52条、輸入貿易管理令第3条第1項、昭和41年通商産業省告示第170号)。しかし、輸出禁止措置については、かかる特例は定められなかった。

(2)ロシア子会社のリスク

輸出禁止措置による日本からの輸出の停止は、法律上または契約上、免責されうる場合が多かったと思われる(ただし、ロシアの対抗措置の影響は上述のとおりである)。しかし、例えば、日本からロシア販売子会社を通してロシア企業に販売していた場合、ロシア販売子会社が、日本の輸出禁止措置を事由にロシア企業への納入義務を免れるだろうか。この点、

ロシア法律上、または、ロシアの対抗措置の影響により、免責されないリスクは高いと考えられる(上掲の「制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段」(2022年7月7日付掲載)及び「制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段(アップデート)」2023年8月21日付掲載)を参照のこと)。さらに、対ロシア制裁を発動している国のロシア子会社は、納入義務の免責どころか、対ロシア制裁を順守することに対する刑事責任のリスクも話題となった。

(3) 第三国からの輸出

日露ビジネスでは、アジア諸国で生産した製品やアジア諸国で調達した製品を、ロシアに輸出することも少なくなかった。対ロシア輸出等禁止措置では、原油・石油製品を除いて、日本企業が商流に入る仲介貿易は禁止措置の対象ではなく、アジア諸国からロシアへの輸出は、基本的に、日本の規制外であった(ただし、アジア諸国を経由しての日本からの輸出は規制対象になりうる)。また、アジア諸国でロシアに対し制裁を発動している国は多くはなく、輸出現地国の規制にかかることも少なかった。ここで、資産凍結等措置の例と同様、日本や他国の規制で禁止されているわけではない輸出取引を、事態を総合判断して、停止・終了すべきであろうか、法律上または契約上、停止・終了できるのだろうか、という問題があった。

4. 新規投資禁止措置に関する状況

(1) 先行した米国・EUの措置

輸出等禁止措置と並び、日本企業のロシアビジネスに影響が大きかった措置は、2022年4月12日に告示が公布され、5月12日から適用された新規投資の禁止措置である。

米国は、2022年3月に、ロシアのエネルギー部門への新規投資を禁止し(大統領令14066号)、追加で特定部門への新規投資も禁止できる体制を整えたところ(大統領令14068号)、4月6日には、ロシアへの新規投資を全面的に禁止した(大統領令14071号)。大統領令14071号発令時には新規投資の禁止範囲は明確にはされなかったが、エネルギー部門への新規投資禁止の解説では、maintenanceやrepairが新規投資から除外されていたため、新規投資全面禁止措置でも同様の除外が予想された。EUは、2022年3月にエネルギー部門への新規投資等禁止の制裁を発動し、新規の投資・増資、貸付・与信などの資金提供を禁止したが、EU加盟国企業が所有するロシア企業に関する投資等の資金提供は、当局が認めることがあることが法令上、明記されていた(EU理事会規則2022/428号)。

先行する米国やEUの新規投資禁止措置を概観して、近く導入される日本の新規投資禁止措置に安心していた企業もあったであろう。当時、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や連続する制裁発動により、ロシアを取り巻くビジネス環境は麻痺し、日本企業のロシア子会社は、事業停止を余儀なくされ、売上は立たないものの給与などの維持コストは従前どおりかかる状況であった。会社によっては、資金ショートが見込まれ、日本などの親会社からの資金援助が必要となっていたのである。

(2) 日本の措置

しかし、米国やEUに遅れて導入された日本の新規投資禁止措置は、予想とは異なっていた。米国やEUの措置では、「新規投資」を投資、融資や資金提供を含むものとして広く禁じた上で、既存ビジネスへの影響を最小限にするために例外を設けたと理解できる。一方、日本の新規投資禁止措置は、禁止対象の「新規投資」を特定の資金提供に絞ったと理解できる。しかし、禁止対象の絞り込みに外為法上の「対外直接投資」という概念が用いられ、日本企業の既存事業が考慮され

たわけではなかった。また、かかる観点からの例外も設けられなかった。そのため、結論としては、自社のロシア子会社への増資も長期貸付も禁止され資金援助が難しく、また、どのような形式の資金提供であれば規制外なのか検討を要し、混乱を招いたと考えられる。

倒産回避の目的でも認められない、短期的に事業が再開するとは考えられないのに長期貸付が認められない、長期貸付は認められないのに贈与は規制されない、資本関係のないロシア企業(資産凍結等措置の対象者を除く)に対する貸付は規制対象外である、など措置内容に対し疑問が湧き出した。その後、日本政府は、ロシアビジネスを展開している日本企業に対する制裁の意図はないとして、ロシア拠点維持に必要不可欠であるなどの個別事情を勘案して個別許可を出すこともありうるとの立場である。ただし、現時点でも、新規投資禁止措置について個別許可を出す事由に関する法令や正式解釈で示されているわけではない。

おわりに

将来的に、日本や他国が、どのような局面で、どのような国・地域に、どのような経済制裁を発動するのか不明であるが、ウクライナ情勢をめぐる日本や各国の対ロシア経済制裁の内容、そしてその相違を理解しておくことは、今後起こりうる国際的な軋轢への備えとして重要と考えられる。日本の制裁に関する法制について、現時点で法改正や法整備が活発に議論されているわけではないので、当面、日本の制裁措置の仕組み自体は大きく変わることはなく、対ロシア経済制裁は参考になると思われる。

M000376-13
(2024年1月31日作成)

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 [小林 英治](mailto:ejji.kobayashi@amt-law.com) (ejji.kobayashi@amt-law.com)
弁護士 [松嶋 希会](mailto:kie.matsushima@amt-law.com) (kie.matsushima@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。